

公益活動団体との協働指針

《概要版》



(改定原案)

市民活動が活発になってきている一方、地方自治体は財政難から行政サービスの効率化が求められています。また、市民の公共サービスへの要望も多様化していて、柔軟な対応が望まれています。このような背景から「協働」が求められる時代になっています。

この「協働」によるまちづくりの形をつくり上げるために、公益活動団体と行政がお互いの特性を活かし、協力して課題に取り組むための基本的な考え方などを示す「協働指針」を策定しました。

この指針を基に協働の実績を積み重ねて、市民が主役の協働によるまちづくりを推進していきます。

北 広 島 市

平成 20 年(2008 年)5 月制定

令和 3 年(2021 年)4 月改定 (予定)

I 協働の基本的な考え方



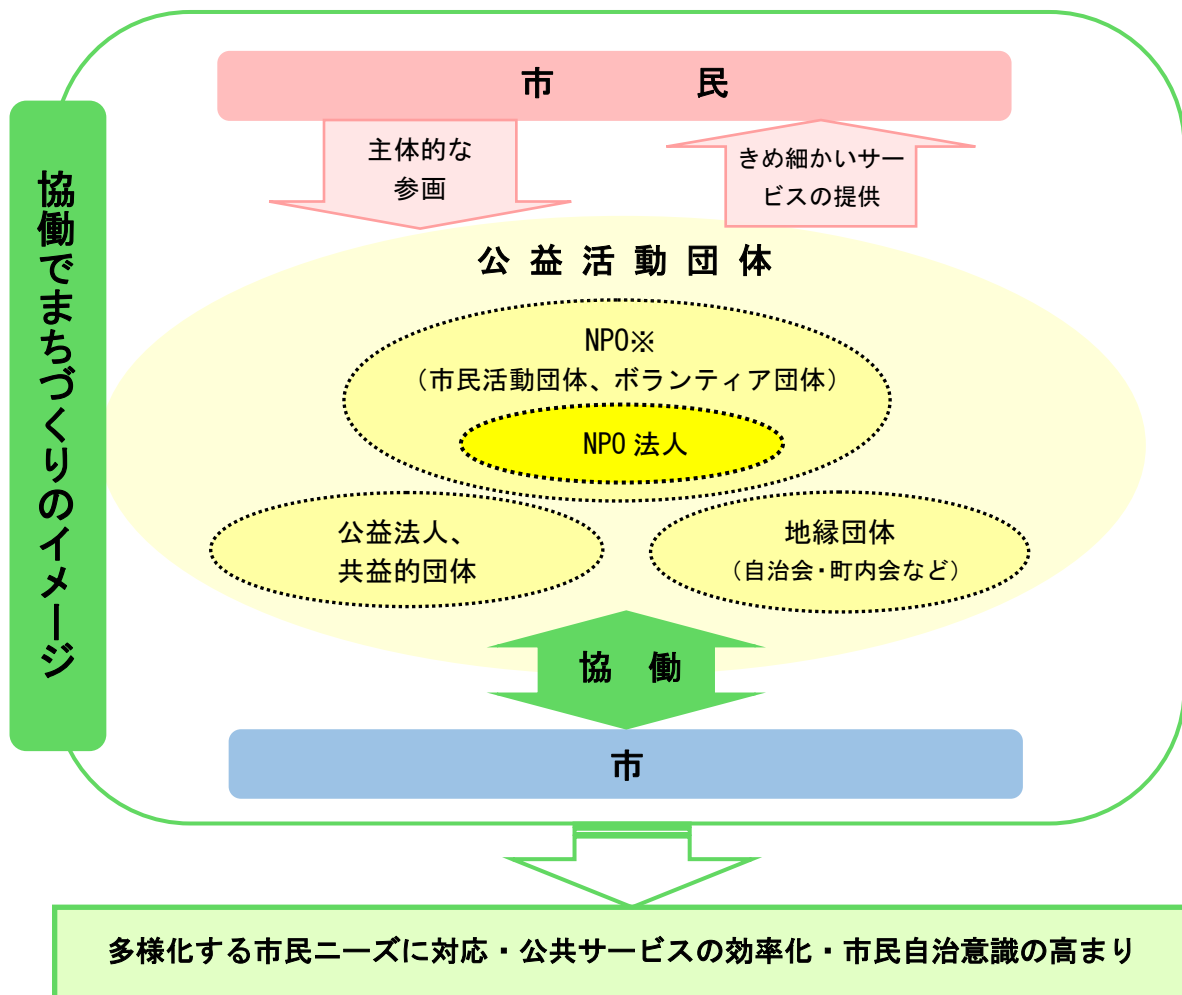
公益活動団体とは

営利を目的とする団体ではなく、市民が主体になった自立的な民間の団体としています。

- ・公共を担う使命を持ち、公益を実現する組織体制を持っている。
- ・責任体制がはっきりとし、団体としての規約や制度が整っている。
- ・協働に対して義務と責任を果たし、活動や実績を市民に知らせることができる。

協働とは

公益活動団体と市が共通する公益的課題の解決や社会的目的の実現のために協力・協調を図ることとしています。

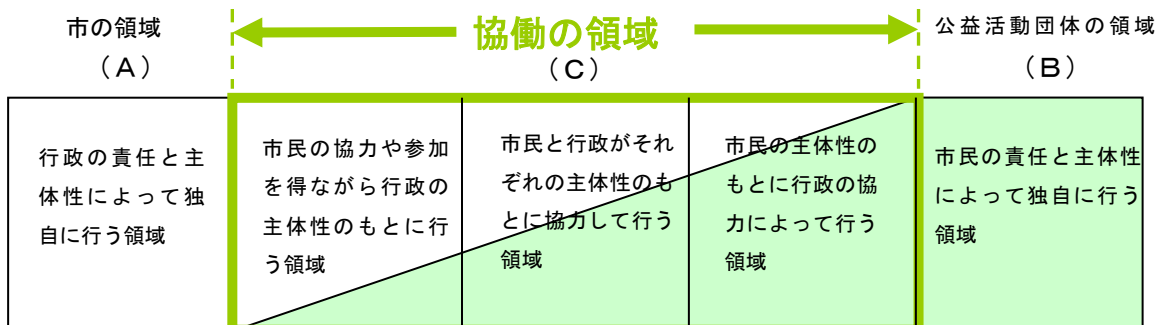


『協働』によるまちづくりは、市の対等なパートナーとして市民が主体的に参画し、共に地域社会を担っていくことです。そのため、市民も市も協働するにあたっては意識を変える必要があります。

※NPOとは、「Non-profit Organization」の略で、一般的には民間非営利団体（組織）と呼ばれ、公益に関わる課題を解決する目的で活動する民間団体です。NPOの中で特定非営利活動法人という法人格を取得した団体を特にNPO法人と呼びます。非営利という名称が付きませんが、活動を通じて収入を得ることも可能です。

協働が可能な領域

市による実施が法律で義務付けられている公共サービス（A）、公益活動団体が独自に行う活動や事業（B）を除いた中間の領域（C）で協働が可能です。



協働でどんな課題が解決できるの？

■実際に市内で行われている協働事業から、地域の課題解決への取り組みを紹介します。

【地縁団体（自治会・町内会など）の協働事例】

○防犯と安全なまちづくりの取り組み

不審者の出没などで児童生徒、保護者が不安に感じている。

《解決のために》

- ・計画段階から市と一緒に考える
出前トーク、出前講座、地域担当職員の活用など

《具体的な取り組み》

- ・地域の安全パトロール
中学校区内の公益活動団体（健全育成連絡協議会など）が連携して、青色回転灯登載車によるパトロール隊を結成し、地域内パトロールを実施

《特性に応じた役割分担》

- ・市の役割
地域まちづくり助成金（回転灯、マグネット類などの購入費）で支援
- ・公益活動団体の役割
労力の提供と燃料代の負担など

■その他に現在、市と公益活動団体が行っている協働事業の事例を紹介します。

地域コミュニティ分野

《地域まちづくり推進事業》
市内5地域に地域担当職員を配置し、地域の課題解決に向けた取り組みに対して支援するため助成金を交付しています。

子育て分野

《出張型ひろば事業》
施設利用が難しい地域において、親子や小学生が集い、遊べる場所の提供や不安・悩みを相談できる「ひろば」事業の実施を市民団体に委託しています。

広報分野

《きたひろ TV 推進事業》
市政情報や地域情報を動画で発信する「きたひろ TV」の運営や映像コンテンツの作成をNPO法人に委託しています。

協働に期待される効果

市民にとっての効果

- 市民ニーズにあったきめ細かなサービスが受けられる。
- 市民が活躍できる場や機会が広がる。
- 北広島市への愛着や誇りが高まる。

公益活動団体 にとっての効果

- 新たな活動の場が広がる。
- 対価が得られる協働であれば、財政基盤が安定し、事業の質や持続性が高まる。
- 活動に対する社会的認知度が高まる。

市にとっての効果

- 市民ニーズに対応でき、公共サービスの質が向上。
- 行政の効率化や職員の意識改革など市の体質改善が図られる。
- 公共サービスの効率化。

想定される課題

- 市民や利用者などの理解を得るための時間と手続がかかる場合がある。
- 協働で提供する公共サービスが一定以上の質と量を確保できるかどうかは、公益活動団体の人材や資金、専門性などに左右される場合がある。
- 協働事業を行う際に協定書を締結しないと、義務と責任が不明確になる場合がある。

Ⅱ 成果のあがる協働を実現するために



協働の基本原則

○自主性・自立性・対等の尊重

互いに自主性と自立性を尊重し、対等なパートナーとして認識して協働を進める。

○目的・目標の共有化

地域社会をより良い方向へ導くという共通の目的があり、その有効な方法のひとつとして協働があることを認識し、協働の目的と達成すべき目標を共有することが大切。

○透明性・公開性の確保

協働の過程や結果の評価など情報が公開され、互いの関係に透明性があり、多くの市民に理解されることが大切。

公益活動団体の責務

○市民、市に対する説明責任

○人材の育成、専門能力の向上、経営資源の確保などの経営努力

協働を成功させる条件

○公益活動団体が育つ協働

公益活動団体が育つことが地域社会にメリットをもたらすという視点を持つこと。

○特性に応じた役割分担

地域に密着した活動を通して市民ニーズを的確に把握していたり、活動分野の専門性を持つ公益活動団体と公的な資源等を持つ市のそれぞれの特性に応じた役割分担が必要。

○リスク負担の明確化

リスク・マネジメントに関して協議し明確にする必要がある。

○協定書の締結

お互いの権利や義務、責任、役割等を事前に協議し協定書を締結する必要がある。

○計画段階からの協働

公益活動団体の意欲や専門的知識を活かすため、事業計画段階から協働する。

○十分なコミュニケーション

Ⅲ 協働を促進するための方策



1 公益活動を支える社会風土の醸成

公益活動が社会全体に果たす役割の重要性について市民への理解を深めるため、公益活動に関する周知啓発活動の充実に努めます。

- (1) 協働に関するフォーラムや講演会の実施
- (2) 公益活動団体に関する情報の提供
- (3) 多様な媒体を活用した周知啓発活動の実施

2 公益活動を支える支援体制の充実

公益活動団体の活動の自立性や自主性を損なうことがないよう配慮しつつ、団体の設立時など各段階に応じた支援体制の充実に努めます。

- (1) 公益活動事業補助金制度の実施
- (2) 地域まちづくり推進事業助成金制度の実施
- (3) 公益活動団体の設立を支援するための方策の検討
- (4) 低料金で借りることができる会議室等の確保に向けた方策の検討
- (5) 指定 NPO 制度の活用促進

3 多様な主体による公益活動の推進

特定非営利活動法人(NPO法人)、町内会などの地縁組織、企業、大学やボランティアなど、多様な主体が公益活動に関わることができる環境づくりに努めます。

- (1) 協働事業提案制度の実施
- (2) 公益活動の担い手発掘や育成に向けた方策の検討
- (3) 地域課題を踏まえた市と団体による連携事業や委託事業の推進

4 公益活動の推進に向けた体制の整備

庁内における連携体制強化や職員の意識改革を図るとともに、第三者機関である市民協働推進会議の活用によるチェック機能の確保など、公益活動の推進に向けた体制の整備に努めます。

- (1) 市民協働推進会議の運営
- (2) 特定非営利活動法人の設立認証等に関する事務の権限移譲受入れ等による相談体制の確保
- (3) 職員の意識改革に向けた研修等の実施

